

(別紙3)固定資産税関係

改正内容

特例対象資産	取得時期等	課税標準の特例率	減額期間	備考
汚水処理または廃液処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号)	平成26年4月1日から 平成32年3月31日まで	1/2	定めなし	2年延長
大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 (地方税法附則第15条第2項第2号)	平成26年4月1日から 平成32年3月31日まで	1/2	定めなし	2年延長
土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 (地方税法附則第15条第2項第3号)	平成26年4月1日から 平成30年3月31日まで	1/2	定めなし	廃止
下水道除害施設 (地方税法附則第15条第2項第6号)	平成24年4月1日から 平成32年3月31日まで	3/4	定めなし	2年延長
雨水貯留浸透施設 (地方税法附則第15条第8項)	平成24年4月1日から 平成33年3月31日まで	3/4	定めなし	3年延長
都市再生特別措置法の認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等 (地方税法附則第15条第18項)	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで	3/5	最初の5年度分	
都市再生特別措置法の認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等 (地方税法附則第15条第18項)	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	最初の5年度分	
津波対策の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第28項)	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	1/2	最初の4年度分	
指定避難施設の用に供する家屋(避難の用に供する部分) (地方税法附則第15条第29項第1号)	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで	2/3	最初の5年度分	追加
管理協定が締結された協定避難施設の用に供する家屋 (地方税法附則第15条第29項第2号・第3号)	平成27年4月1日から 平成33年3月31日まで	1/2	最初の5年度分	3年延長
指定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第30項第1号)	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで (指定日以後)	2/3	最初の5年度分	追加
管理協定が締結された協定避難施設に附属する避難の用に供する償却資産 (地方税法附則第15条第30項第2号)	平成27年4月1日から 平成33年3月31日まで (締結日以後)	1/2	最初の5年度分	3年延長
太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (地方税法附則第15条第32項第1号イ)	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	2/3	最初の3年度分	2年延長
風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (地方税法附則第15条第32項第1号ロ)	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	2/3	最初の3年度分	2年延長
水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (地方税法附則第15条第32項第1号ハ)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	2/3	最初の3年度分	追加
地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (地方税法附則第15条第32項第1号ニ)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	2/3	最初の3年度分	追加
バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (地方税法附則第15条第32項第1号ホ)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	2/3	最初の3年度分	追加
特定太陽光発電設備(第1号イに掲げるものを除く) (地方税法附則第15条第32項第2号イ)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	3/4	最初の3年度分	追加
特定風力発電設備(第1号ロに掲げるものを除く) (地方税法附則第15条第32項第2号ロ)	平成30年4月1日から 平成32年3月31日まで	3/4	最初の3年度分	追加
特定水力発電設備(第1号ハに掲げるものを除く) (地方税法附則第15条第32項第3号イ)	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	1/2	最初の3年度分	2年延長
特定地熱発電設備(第1号ニに掲げるものを除く) (地方税法附則第15条第32項第3号ロ)	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	1/2	最初の3年度分	2年延長
特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの (地方税法附則第15条第32項第3号ハ)	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	1/2	最初の3年度分	2年延長
浸水防止用設備 (地方税法附則第15条第37項)	平成26年4月1日から 平成32年3月31日まで	2/3	最初の5年度分	
都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が設置する公共施設等(家屋・償却資産) (地方税法附則第15条第39項)	平成28年4月1日から 平成32年3月31日まで	4/5	最初の5年度分	2年延長
企業主導型保育事業に供する固定資産 (地方税法附則第15条第44項)	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	最初の5年度分	

(別紙3)固定資産税関係

改正内容

特例対象資産	取得時期等	課税標準の特例率	減額期間	備考
民間事業者が設置・管理する市民緑地に供する固定資産（土地） （地方税法附則第15条第45項）	平成29年6月15日から 平成31年3月31日まで	2/3	最初の3年度分	
サービス付き高齢者向け住宅 （地方税法附則第15条の8第2項）	平成27年4月1日から 平成31年3月31日まで	2/3	最初の5年度分	
家庭的保育事業の用に直接供する固定資産（家屋・償却資産） （地方税法第349条の3第28項）	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	定めなし	
居宅訪問型保育事業の用に直接供する固定資産（家屋・償却資産） （地方税法第349条の3第29項）	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	定めなし	
事業所内保育事業の用に直接供する固定資産（家屋・償却資産） （地方税法第349条の3第30項）	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで	1/2	定めなし	